

保護者の皆様へ

沖縄県高校生バス通学費支援事業について変更がありますのでお知らせします。

支援対象要件がありますのでご確認の上、希望者は申請書を事務室で受け取るか、各自で様式をコピーして提出してください。既に申請書を提出している場合は、再提出の必要はありません。

※高等学校等奨学給付金の申請で令和2年度課税証明書を学校へ提出済み
の場合は、添付不要ですので申し出ください。

バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められません。
利用開始後、毎月、利用実績報告書の提出が必要です。

改正内容 : ①通学距離の制限は設けない
②授業日に限らず自宅から学校までの区間のバス利用を対象とする

支援対象 : 県民税及び市町村民税非課税世帯、
母子・父子家庭

提出期限 : 随時提出可

提出先 : 那覇高校事務室